

○厚生労働省告示第二百八号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第七号ハの規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

本文中「及び¹⁰⁹⁸」を「、¹⁰⁹⁸及び¹⁰⁹⁹」に改める。